

第 2 4 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市病院局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成26年 9月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) H23.4.1～ H26.8.31 の期間において贈与等報告書全て。（飲食やパーティーなど含む）（以下「本件公開請求①」という。）

(2) その他、利益相反関係が窺い知れる情報全て。（営利企業等への従事許可願にあたる文書、営利企業等からの派遣依頼（パンフレット含む）にあたる文書）（以下「本件公開請求②」という。）

2 同年 9月17日、実施機関は、本件公開請求①に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年10月17日、実施機関は、本件公開請求②に対して、下記 (1) の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、概ね下記 (2) の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 特定した文書

ア 職員の服務取扱について（内申）

イ 不動産又は駐車場の賃貸に係る営利企業等への従事許可について

(2) 非公開事由

ア 条例第 7条第 1項第 1号に該当

請求に係る行政文書に記載されている、個人の氏名、印影、電話番号、電子メールアドレス、報酬金額、健康状態、職員番号、所属、補職名及び財産に関する情報（以下「本件情報①」という。）については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報、又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報のため非公開とします。

イ 条例第 7条第 1項第 2号に該当

請求に係る行政文書に記載されている、非公開となっている電子メールアドレス及び印影並びに医療事故等の情報（以下「本件情報②」という。）については、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められる情報のため非公開とします。

ウ 条例第 7条第 1項第 5号に該当

請求に係る行政文書に記載されている、非公開となっている電子メールアドレス及び医療事故等の情報（以下「本件情報③」という。）については、公にすることにより当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とします。

4 同月21日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求した情報を全て公開するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 個人の氏名、印影、職員番号、電話番号、電子メールアドレス、所属及び補職名は職務遂行情報であり、公開しても個人の権利利益を害するおそれはない。

報酬金額は、他の自治体等において公開されており、個人の権利利益が、不正経理を外部から民主的にチェックすることができなくなる。

(2) 法人の電子メールアドレス及び印影は他の自治体等において公開されており、処分庁の憂慮する財産的侵害は発生しない。

また、印影が非公開にされると、行政文書に押印されている印影自体がすでに偽装されたものであった場合に財務犯罪、不正経理が外部から監視することができず、公益が著しく害されることとなる。

(3) 一般に、公的機関の医療事故等の公表は、公表基準によって報道機関へ

資料提供をすることで行われるため、公開すべきである。また、他の自治体の情報公開審査会の答申によれば、医療事故調査委員会の出席者の職及び氏名は個人識別情報であっても公務員の職務遂行に係る情報であり、公開すべきとされている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報①については、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、公開されているものを除き、特定の個人を識別することができるものうち通常他人に知られたくないと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当し、非公開とした。
- 2 本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の電子メールアドレス及び印影について、電子メールアドレスは公開しておらず、印影については通常取引過程で発生するものではなく不特定多数のものに渡しているものではないことから、大量のメール送信による営業妨害や印影の偽造などによる財産的侵害を防ぐため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、非公開とした。
- 3 本件情報②のうち、依頼元である医療機関の医療事故情報については、公開することにより当該医療機関の有責性や当該医療機関における不適切な医療行為の存在を推認される可能性が高く、当該医療機関に対し当該医療事故についての争訟等に係る不利益を与え、患者等との信頼関係を損ね、当該医療機関の運営に支障をきたす可能性が高いと考えられるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、非公開とした。
- 4 本件情報③のうち、市の機関等の団体の電子メールアドレスについては、公開されておらず、大量のメール送信による業務妨害を防ぐため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とした。
- 5 本件情報③のうち、他の地方公共団体が開設する医療機関の医療事故情報については、公開することにより、当該医療機関の有責性や当該医療機関における不適切な医療行為の存在を推認される可能性が高く、当該医療機関に対し、当該医療事故についての争訟等に係る不利益を与え、患者等との信頼関係を損ね、当該医療機関の運営に支障をきたす可能性が高いと考えられるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とした。

- 6 以上より、本件審査請求に係る情報は、条例で定める非公開情報に該当するものと考えられ、このような情報をなお公開すべきとするほどの特別な公益上の必要性も認められない。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件情報①が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件情報②が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (3) 本件情報③が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本市職員が公務員として従事する職務とは別に、営利企業等に従事する際に提出する地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 38条第 1項及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第 2条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することについて市長の許可を受けるために申請した書類で、平成23年 4月 1日から平成26年 8月31日までに許可した兼業許可申請書である。
- (2) 本件行政文書のうち、「職員の服務取扱について（内申）」は、「病院局医師の他の医療機関の業務への従事基準」により、職員が他の医療機関の業務に従事する場合に提出するものである。
- (3) 本件行政文書のうち、「不動産又は駐車場の賃貸に係る営利企業等への従事許可について」は、「不動産等の賃貸又は太陽光電気の販売に係る服

務の取扱いについて（通達）」により、職員が不動産等の賃貸に係る営利企業への従事等の許可を申請する場合に提出するものである。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

まず、本件行政文書のうち、本件情報①が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

また、本号ただし書は、個人情報であっても、公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。公務員の職務の遂行に関する情報とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

(2) 本件情報①のうち、個人の氏名、印影、電話番号、電子メールアドレス、報酬金額、健康状態、職員番号及び財産に関する情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。また、本件情報①のうち、所属及び補職名に関する情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものと認められる。

(3) 次に、本件情報①が通常他人に知られたくないと認められる情報であるか否かについて検討する。

本件情報①は、通常公になっているものではなく、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。

(4) 次に、本件情報①が、公務員の職務の遂行に関する情報であるか否かを検討する。

職員が営利企業への従事等について許可を受けようとするときは、任命権者の許可を受けなければならないが、任命権者は規則第 3 条の規定に基づき、その職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合、その職員の職務の遂行について支障がなく、かつ、その発生のおそれがない場合を除き、許可をすることがで

きる。

(5) 本件情報①は、他の医療機関からの医師派遣依頼に対する許可願いや自己の保有する不動産又は駐車場の賃貸に関する情報であり、これらは、当該職員が所属する部署の上司の職務上の命令に従い遂行した業務に係る情報とは言えず、公務員の職務の遂行に関する情報であるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

次に、本件行政文書のうち、本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報②は、法人の電子メールアドレス等であり、法人の事業活動に関する情報であることは明らかであると認められる。

(3) 次に、本件情報②を公開すると、法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の電子メールアドレスについて

(ア) 本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の電子メールアドレスは、通常公開されているものではないことから、法人の内部管理に関する情報であると認められる。また、当該電子メールアドレスを公開することで大量の電子メールが送信されることによる営業妨害といった不測の事態を招くおそれがあることも否定できず、法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) したがって、本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の電子メールアドレスは、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

イ 本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の印影について

(7) 当該印影は、本件行政文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものと認められる。また、本件行政文書は、実施機関の職員が営利企業等に従事する場合等の申請書類であり、これらは通常取引過程から発生する文書ではなく、不特定多数の者に配布される性質のものではない。このため、当該印影が公開されると、営業妨害や偽造等によって財産的侵害を及ぼすなど不測の事態を招くことも否定できず、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) したがって、本件情報②のうち、依頼元の医療法人等の団体の印影は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

ウ 本件情報②のうち、医療機関の医療事故情報について

(7) 医療機関にとっては、医療事故が発生したということ自体が社会的評価に直結するものであることから、医療事故情報を公開することは、当該医療機関に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) 次に、本件情報②のうち、医療機関の医療事故情報が本号ただし書アに該当するか否かについて判断する。

a 本号ただし書アは、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体又は健康を保護するために必要な場合その他公益上特に必要な場合は、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、公開しなければならないとする趣旨である。

b 本号ただし書アの該当性が認められるのは、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要な情報であるところ、医療事故は、医療機関から任意に得た情報を基に医療監視を行うことで事故の再発防止が実現されるものであり、事故が発生したという事実を明らかにすることで、事故の再発を防止することができるものではないため、本件情報②のうち、医療機関の医療事故情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書アにも該当しない。

(ウ) したがって、本件情報②のうち、医療機関の医療事故情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報②は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると

認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性

次に、本件行政文書のうち、本件情報③が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報③は、本市の機関等の団体の電子メールアドレス及び他の地方公共団体が開設する医療機関の医療事故に関する情報であることから、本市及び他の地方公共団体が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件情報③を公にすることにより、本市及び他の地方公共団体の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすか否かについて判断する。

ア 本件情報③のうち、本市の機関等の団体の電子メールアドレスについて

(ア) 当該電子メールアドレスは、通常公開されているものではなく、日常の業務において限られた者との連絡に使用されるものである。このため、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務に支障をきたすなどの弊害を生じるおそれがあると認められる。

(イ) したがって、本件情報③のうち、本市の機関等の電子メールアドレスは、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

イ 本件情報③のうち、本市及び他の地方公共団体が開設する医療機関の医療事故に関する情報について

(ア) 上記 5(3) ウ(ア) のとおり、医療機関にとっては、医療事故が発生したということ自体が社会的評価に直結するものであることから、医療事故情報を公開することは、当該医療機関に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) 審査請求人は、公的機関の医療事故情報は公開すべきと主張しているところ、本市及び他の地方公共団体が開設する医療機関であっても上記 5 (3)ウ (イ) bのとおり、医療事故は、医療機関から任意に得た情報を基に医療監視を行うことで事故の再発防止が実現されるものであり、事故が発生したという事実を明らかにすることで、事故の再発を防止することができるものではない。

(ウ) したがって、本件情報③のうち、本市及び他の地方公共団体が開設する医療機関の医療事故に関する情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報③は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件情報①から③の非公開情報該当性については、上記において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月27日	諮問書を受理
12月12日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月21日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 9日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月 9日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理 口頭意見陳述については希望しない旨確認
平成30年10月18日 (第11回 第 2小委員会)	調査審議
12月13日 (第13回 第 2小委員会)	調査審議
令和元年 6月21日 (第18回	調査審議

第 2小委員会)	
7月19日 (第19回 第 2小委員会)	調査審議
8月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里